

第二種奨学金『利率の算定方法』変更届についての注意事項

○提出期限について:提出期限は貸与終期・事由により異なるので注意すること

①年度末(3月)に満期終了予定の場合

→貸与終了の前年11月20日まで

②年度途中(4月～2月)に満期終了予定の場合

→貸与終了月の2カ月前の20日まで

③辞退、退学による貸与終了の場合

→貸与終了月の2カ月前の20日まで

※「退学届」や『異動願(届)』を提出する前に提出すること。

○【退学】【辞退】【廃止】等、貸与終了の手続き後は、変更できません。

○奨学金が【保留中】及び【休止中】の場合は変更できません。

○人的保証を選択している場合は、連帯保証人・保証人の連署、実印の押印、印鑑証明書の提出が必要となるので注意すること。書類の不備・不足等があった場合でも提出期限の延長はできないため、余裕をもって手続きを行うこと。